

サーバ証明書発行・導入における啓発・評価研究プロジェクトの参加に関する事務
手続き要領

〔平成 19 年 5 月 11 日〕
学術情報ネットワーク運営・連携本部決定

最近改正：平成 19 年 9 月 28 日

(目的)

第 1 条 この要領は、サーバ証明書発行・導入における啓発・評価研究プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）参加要領（以下「参加要領」という。）第 2 1 条に基づき、サーバ証明書発行・導入における啓発・評価研究プロジェクト運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(プロジェクトが対象とするドメイン)

第 2 条 本プロジェクトが対象とするドメイン名は、原則として学術機関に付与される **ac.jp** のみを対象とする。**ac.jp** を保有しない参加機関で別に主たるドメイン名が存在する場合は、主たるドメイン名を対象とする。

(プロジェクトが対象とするサーバ)

第 3 条 本プロジェクトが対象とするサーバは、第 2 条を満たすドメイン名を付与し、本プロジェクトに参加する機関が組織として運用しているサーバとする。

(機関責任者の実在性及び本人性の確認)

第 4 条 機関責任者から提出された参加申請書の情報から、国立情報学研究所学術情報ネットワーク運営・連携本部認証作業部会（以下「部会」という。）は、別に定める方法により機関責任者の実在性及び本人性の確認を、機関責任者の所属機関に対して実施し、参加申請書の真正性を確認するものとする。

(登録担当者及び副登録担当者の任命)

第 5 条 機関責任者は、部会との事務連絡を担当する登録担当者及び副登録担当者（以下「登録者」という。）を任命する。その際、機関責任者は、登録者の本人性の確認を行うとともに、参加要領第 5 条を理解していることを再度確認するものとする。なお、機関責任者は登録担当者を兼ねることができる。

(証明書発行要求の作成)

第 6 条 サーバ証明書を使用する加入者は、サーバ証明書発行に必要な鍵ペアの作成及び証明書発行要求(CSR)の作成を行うものとする。その際証明書発行要求プロファイルは部会が別に定める方法に従い作成すること。また、鍵ペアのうち秘密鍵については、厳重に管理・保管しなければならない。

(加入者の確認と申請のとりまとめ)

第 7 条 登録者は、所属するドメイン内の加入者からのサーバ証明書発行要求を安全な方法によりとりまとめ、別に定める証明書発行申請書により第 8 条に基づき部会へサーバ証明書発行申請を行うものとする。その際、加入者の実在性、サーバ及びドメイン名の実在性、管理するサーバが第 3 条に適合していること、加入者の意志に基づく申請であ

ることを確認するものとする。

(サーバ証明書の申請)

第8条 登録者は、サーバ証明書発行申請書に部会が定める S/MIME 証明書を利用して署名または S/MIME 署名を利用したメールで、サーバ証明書発行申請書を送付することとする。なお、S/MIME 証明書は、登録者に対し本人性を確認のうえ部会が発行する。

(サーバ証明書の発行)

第9条 登録者の申請に基づき、部会は申請内容を確認し、本プロジェクトの適合性を判断した後にサーバ証明書を発行する。サーバ証明書は、S/MIME 署名を利用したメールを用いて部会から申請のあった登録者へ送付する。

(サーバ証明書の用途)

第10条 サーバ証明書を受け取った加入者は、加入者が管理するサーバに対してサーバ証明書をインストールし、当該サーバの通信の暗号化及びサーバの実在性確認に利用できるものとする。

(サーバ証明書用途の制限)

第11条 前条に掲げた用途以外でサーバ証明書を使用した場合、部会は、サーバ証明書の有効性について一切の責任を負わないものとする。

(サーバ証明書のプロファイル)

第12条 発行するサーバ証明書のプロファイルは、別に定める国立情報学研究所オープンドメイン認証局証明書ポリシー(Certificate Policy) (以下「CP」という。)に従うものとする。

(サーバ証明書の失効)

第13条 加入者は、サーバ証明書の発行を受けたサーバの秘密鍵が漏洩した可能性のある場合は、直ちに登録者を通じて、証明書の失効を届け出なければならない。

(サーバ証明書の使用中止申請)

第14条 加入者は、有効期間の終了を待たずにサーバ証明書の使用を中止する場合は、登録者を通じて、証明書の失効を届け出なければならない。

(サーバ証明書の失効)

第15条 部会は、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、証明書の失効ができるものとする。

- 一 加入者が CP、本プロジェクト電子認証基盤認証運用規程(Certification Practice Statement)、本プロジェクトサーバ証明書利用についての申合せ、その他の法令、規則、規程に基づく義務を履行していない場合
- 二 部会がプロジェクトの終了期間を待たずにプロジェクトを終了する場合
- 三 オープンドメイン認証局の秘密鍵が漏洩した又はそのおそれがあると判断された場合
- 四 部会が失効を必要とすると判断するその他の状況が認められた場合

(申請内容の変更)

第16条 参加申請書の提出後に申請内容に変更があった場合、機関責任者は速やかに部会に変更内容を届け出るものとする。また、証明書発行申請書の提出後に申請内容に変更があった場合、登録者は、速やかに部会へ変更内容を届け出るものとする。

(証明書記載内容の変更)

第17条 S/MIME 証明書の発行後に証明書記載内容の変更があった場合、登録者は速やかに事務局へ変更内容を届け出るものとする。サーバ証明書発行後に証明書記載内容の変更があった場合、加入者は速やかに当該登録担当者又は当該副登録担当者へ変更内容を届け出るものとする。加入者からの変更申請を受けた登録者は速やかに部会へ変更内容を届け出るものとする。

(プロジェクトの参加中止)

第18条 本プロジェクトの参加を中止する場合、機関責任者はその旨を部会へ届け出るものとする。この場合、当該機関に発行した全てのサーバ証明書は失効するものとする。加入者は、サーバ証明書が使用できないよう、速やかにサーバから削除するものとする。

(成果の報告)

第19条 機関責任者は、本プロジェクトが別に定める内容について、登録担当者、加入者からの成果をとりまとめ、年度ごとに部会へ報告するものとする。

附 則

この要領は、平成19年5月14日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年9月28日から実施する。